

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例

生駒市特別会計設置条例（昭和39年4月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による公共用地先行取得事業特別会計の平成16年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 財政課（内線273）